常陸太田市
経営革新支援事業費補助金

経営革新による経営力向上の取組として、市内の中小企業者が行う新商品の開発・生産、新サービスの開発・提供、新規事業分野への進出等に要する経費の一部を補助します。

補助上限額

チャレンジ枠
対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）

２５万円

経営革新枠
経営革新事業に対し、2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)

５０万円

◆予算の範囲内における補助とします。

◆補助対象となる事業は、年度ごとに1つの経営革新事業に限ります。

対象期間
交付決定のあった年度の3月31日まで

手続きの流れ

①交付申請
【申請者】

裏面に掲載の申請書等を提出します

②交付決定
【市】

交付決定通知書を送付します

③実績報告書の提出
【申請者】

実績報告書(様式第7号)、事業成果書(様式第8号)、収支決算書(様式第9号)及び補助対象経費の支払が確認できる書類の写し及び添付書類を添えて提出します

補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は各年度の3月31日までのいずれか早い日まで

④補助金確定
【市】

補助金確定通知書を送付します

⑤補助金交付
【申請者】

交付請求書(様式第11号)を提出します

⑥交付請求
【市】

指定の口座へお振り込みします

対象者

個人事業主にあっては市内に住所を、法人にあっては市内に本社を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる市税に滞納がない中小企業者

対象事業

・チャレンジ枠
新商品の開発・生産、新サービスの開発・提供、新規事業分野への進出等に取り組む事業

・経営革新枠
中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第14条第1項の規定による承認を受けた経営革新計画に従って行われる事業(経営革新事業)
※詳細については、中小企業庁のホームページをご確認ください。
(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html)

◆他の公的機関等から補助金等を受けている事業は対象となりません。

対象経費

・チャレンジ枠　　下表に掲げる経費
・経営革新枠　　　経営革新事業に要する経費のうち、下表に掲げる経費

◆補助金の交付決定前に支払われた経費は、対象となりません。

項　目	内　容
報償費	専門家等への謝金
旅費	専門家、従業員等の旅費
需用費	原材料費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費等 ※食糧費は除く
役務費	通信運搬費、広告宣伝費、保険料、通訳料、翻訳料等
使用料及び賃借料	機器賃借料、会場使用料、ソフトウェア使用料等
研究開発費	市場調査、外注加工、デザイン開発又は産業財産権の導入に要する経費、技術コンサルタント料、調査研究費等
工事請負費	店舗、事務所等の改修費 ※新築、建替え及び建物本体に影響を与える増改築、外構工事等は除く
設備購入費	設備の購入費 ※経営革新枠においては経営革新計画別表4に記載のあるものに限る
研修費	従業員等の研修費、講習費
委託費	事業の一部の委託に要する経費
その他	市長が特に必要と認める経費

申請に必要な書類

・交付申請書(様式第1号)　・事業計画書(様式第2号)　・収支予算書(様式第3号)
・経営革新枠にあっては経営革新計画の承認書の写し
・経営革新枠にあっては承認を受けた経営革新計画別表1、別表2及び別表4の写し
・個人事業主にあっては住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書
・市税等に滞納がないことの証明書
・補助対象経費が確認できる書類の写し
・その他市長が必要と認める書類

提出先・お問い合わせ先
常陸太田市商工観光部商工振興・企業誘致課
〒313-8611　常陸太田市金井町3690
TEL：0294-72-3111(内線621・622)　FAX：0294-72-0288
E-mail：yuchi@city.hitachiota.lg.jp
HP：https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page006071.html